

知っていますか？

国民健康保険のしくみ

固国保年金課 ☎43-9487(国民健康保険の加入・喪失)、☎43-9384(保険税の内容・軽減制度)
 収納課 ☎43-9173、43-9174、43-9175(納税相談)

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。



国保について



保険税について

国民健康保険のしくみ

国保は主に、国・県などの公費(補助金など)と皆さんからの保険税で運営されています。病院などで医療を受けるときは、医療費の2～3割が自己負担となりますが、その残りは国保が負担しています。

また、医療費の自己負担分が高額になった場合には、一定額以上の医療費を国保が負担するほか、加入者が出産した時は出産育児一時金、死亡した場合は葬祭費を給付しています。

国民健康保険に加入する人

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、全ての人が国保の加入者(被保険者)となります。

国民健康保険に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、国保をやめたりするときは、14日以内に届け出をする必要があります。特に、職場の社会保険に加入した際、国保をやめる手続きを忘れている例が多くなっています。届け出が遅れると、資格のない保険証などで診療を受けた場合に医療費を返還する必要があります。また、保険税が二重払いになってしまうことがあります。

保険税の決まり方

1世帯あたりの保険税は、①所得割②均等割③平等割の3つの合計で算出されます。



保険税の納税義務者は世帯主

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保以外の被保険者であっても、世帯の中に国保に加入している人がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

詳しくはこちら



低所得世帯



非自発的失業者



産前産後期間

保険税が軽減される制度があります

○低所得世帯の保険税軽減制度 ○未就学児の均等割額の5割軽減

○非自発的失業者の保険税軽減制度 **要申告** (離職日時点で65歳未満の人に限り)

倒産・解雇・雇い止めなど事業主都合や、やむを得ない自己都合等により離職した人(非自発的失業者)の保険税については、算定の際に前年の給与所得を30%分とみなして計算します。

○産前産後期間の保険税軽減制度 **要届出**

令和5年11月以降に出産した(する予定の)被保険者に係る所得割額・均等割額が軽減(出産被保険者に係る対象月分が免除)されます。

保険税納付のご相談

やむを得ない事情により保険税を納められない場合には、減免制度の他にも、分割納付、一定期間の納税の猶予などの制度もありますので、収納課へご相談ください。

納付は便利な口座振替で！

納税通知書、預貯金通帳、通帳の届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行でお申し込みください。